

兵庫県公報

平成28年6月14日 火曜日 第2806号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 入札公告（情報企画課）	6
○ 同 上（税務課）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	14
教育委員会規則	
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	14
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	15
警察本部公告	
○ 入札公告	16

公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）
- 1 補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。
 - 2 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

告 示

兵庫県告示第592号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成24年兵庫県告示第782号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成28年6月26日限りで消滅する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

南あわじ加入区

~~~~~

### 兵庫県告示第593号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を

審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成28年6月27日から発生する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

南あわじ加入区



**兵庫県告示第594号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

|                                        |                              |                      |       |
|----------------------------------------|------------------------------|----------------------|-------|
| 種                                      | 類                            | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 |       |
| 能                                      | 力                            | 製品12枚／日              |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                      |                              | 許可後                  |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                      |                              | 着手後7日                |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                      |                              | 完成後                  |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                    |                              | 24時間連続               |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                          |                              | なし                   |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分                          | 通常                   | 最大    |
|                                        | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 3~13                 | 13    |
|                                        | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 10以下                 | 10    |
|                                        | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 10以下                 | 10    |
|                                        | 浮遊物質<br>(単位 mg/L)            | 1,300以下              | 1,300 |
|                                        | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 3以下                  | 3     |
|                                        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 3以下                  | 3     |

|                                                 |      |      |
|-------------------------------------------------|------|------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日） | 0.02 | 0.14 |
|-------------------------------------------------|------|------|

備考 特定施設から発生する汚水は、外部業者による委託処理または、場内で処理した後に公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年6月14日から同年7月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第595号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 多木化学株式会社本社工場  
 加古郡播磨町宮西346番地  
 常務取締役本社工場長 安 東 誠
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 多木化学株式会社本社工場  
 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                                               |                       |                     |        |        |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------|---------------------|--------|--------|
| 種                                                | 類                                             | 27号イ ろ過施設 (No. 1)     | 27号イ ろ過施設 (No. 2)   |        |        |
| 能                                                | 力                                             | 0.87m <sup>3</sup> /時 | 1 m <sup>3</sup> /時 |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                               | 許可後                   | 同 左                 |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                               | 着手後1箇月                | 同 左                 |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                               | 完成後                   | 同 左                 |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                               | 24時間連続                | 同 左                 |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                               | なし                    | 同 左                 |        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                           | 通常                    | 最大                  | 通常     | 最大     |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)                       | 1～2                   | 1                   | 1～2    | 1      |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                       | —                     | —                   | —      | —      |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                         | 20                    | 40                  | 20     | 40     |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                        | 2,000                 | 5,000               | 1,000  | 2,000  |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                        | 1以下                   | 1以下                 | 1以下    | 1以下    |
|                                                  | りん 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | 0.1以下                 | 0.1以下               | 0.1以下  | 0.1以下  |
|                                                  | ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                       | 11,000                | 15,000              | 11,000 | 15,000 |
|                                                  | アンモニア、アンモニア化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | —                     | —                   | —      | —      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                               | 10                    | 10                  | 10     | 10     |

備考 汚水等は循環再利用又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年6月14日から同年7月5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

|                       |        |                          |        |
|-----------------------|--------|--------------------------|--------|
| 27号イ ろ過施設 (No. 3)     |        | 27号ヌ 廃ガス洗浄施設             |        |
| 0.05m <sup>3</sup> /時 |        | 12,000m <sup>3</sup> N/時 |        |
| 同 左                   |        | 同 左                      |        |
| 同 左                   |        | 同 左                      |        |
| 同 左                   |        | 同 左                      |        |
| 同 左                   |        | 同 左                      |        |
| 同 左                   |        | 同 左                      |        |
| 通常                    | 最大     | 通常                       | 最大     |
| 6～7                   | 6～7    | 2～7                      | 2～7    |
| —                     | —      | —                        | —      |
| 10                    | 20     | 10                       | 20     |
| 100                   | 200    | 30                       | 60     |
| 10,000                | 15,000 | 2,000                    | 3,000  |
| 0.2                   | 0.4    | 0.2                      | 0.4    |
| 11,000                | 15,000 | 5,000                    | 10,000 |
| 10,000                | 15,000 | 2,000                    | 3,000  |
| 5.5                   | 5.5    | 0.5                      | 0.5    |



**兵庫県告示第596号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年6月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年6月14日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道 路 の 区 域                                    |    |                  |               |    |
|-----------------|----------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                 | 区 間                                          | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>明 石 高 砂 線 | 明石市大久保町谷八木字北畑795番2から<br>同 市大久保町谷八木字高町870番1まで | 旧  | 9.0から<br>21.0まで  | 64.0          |    |
|                 |                                              | 新  | 11.0から<br>22.0まで | 64.0          |    |



**兵庫県告示第597号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築2課において縦覧に供する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                       | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------------|---------------|---------------|
| 第H27中播位置<br>0010号 | 28. 5. 27        | 宍粟市山崎町今宿字西ノ筋276番3の一部、     | 6.00          | 63.23         |
|                   |                  | 277番7の一部、281番6の一部、281番6地先 | 5.00          | 17.68         |
|                   |                  | 水路<br>同 市山崎町今宿字鴻野258番     | 4.00          | 16.85         |



**兵庫県告示第598号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                       | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H28淡路位置<br>0001号 | 28. 5. 23        | 洲本市上物部二丁目242番2、242番2地先里<br>道、242番2地先水路、242番3、244番7の一<br>部 | 4.00～6.00     | 37.03         |

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年6月14日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
県庁WANシステム管理ソフト等一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品等の入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
平成29年1月1日（日）から平成33年12月31日（金）まで
- (4) 納入場所  
兵庫県庁3号館13階サーバ室 他
- (5) 応募方法  
単独企業によるものとする。
- (6) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階  
兵庫県企画県民部情報企画課システム管理室 システム運用班  
電話 (078)341-7711 内線2280 FAX (078)362-3931
- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成28年6月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時および場所  
平成28年7月25日（月）午前11時 兵庫県庁3号館12階システム管理室
- (4) 入札書等の提出期限  
上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年7月22日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次によ

り必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年6月15日（水）から同年7月11日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ

ウ 提出書類

- (7) 事前協議申込書
- (4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年7月18日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年7月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年8月9日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成



(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the required service:

1 set of software for the management of Hyogo Prefectural Government WAN

(3) Lease period: January 1, 2017—December 31, 2021

(4) Delivery location:

The Hyogo Prefectural Government Building No.3,13F Information policy division system administration office and others

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 28, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 July 22, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

System Administration Office, Information Policy and System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 2280



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年6月14日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

県税徴収金収納事務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成29年1月1日（日）から平成32年1月31日（金）まで

(4) 入札方法

上記(1)の業務について、入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業

務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 都道府県税又は電気料金、ガス料金、水道料金、電信電話料金その他これらに類する料金の収納の事務を受託した実績を有していること（地方自治法施行令第158条の2第1項及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則（昭和39年兵庫県規則第33号）第8条第1項）。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 担当 森本  
電話 (078) 341-7711 内線2486

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成28年6月14日（火）から同年6月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成28年7月25日（月）午後2時 兵庫県庁西館 1階大入札室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年7月21日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年7月21日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(5)の事実が確認できる書類を添付して、平成28年6月28日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年8月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、基本料金（3年間分。消費税及び地方消費税相当額を除く。）と予定件数に1件当たりの単価を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を合計した額を記載すること。

ケ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Prefecture tax collection money receipt clerical work consignment

(3) Contract period: January 1, 2017 – January 31, 2020

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 28, 2016

(5) Deadline for tender:

14:00 July 25, 2016 by direct delivery

17:00 July 21, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice :

Mr. Morimoto, Tax Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 2486



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス三原店

所在地 南あわじ市市善光寺字切張25-18ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇野正晃

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年1月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,487平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
58台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|------------|-------|-------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所（出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成28年5月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年6月14日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成28年10月14日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ゴダイドラッグ湯村店  
 所在地 美方郡新温泉町井土字米持前19ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ゴダイ株式会社  
 住所 姫路市錦町104番地スクエアビル2F  
 代表者の氏名 浦上 晃之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ゴダイ株式会社  
 住所 姫路市錦町104番地スクエアビル2F  
 代表者の氏名 浦上 晃之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年1月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,369平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 56台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 45台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 18.75立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ゴダイ株式会社    | 午前7時 | 翌午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成28年5月13日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年6月14日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成28年10月14日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市加佐字前74番3、75番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市大村163番地  
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松 本 克 基
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年1月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-26号（27三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
篠山市西吹字林場ノ坪70番、71番の一部、72番、73番、74番1、75番1、75番6、75番7  
同 市網掛字市ノ坪301番の一部、301番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
篠山市北新町41番地  
篠山市長 酒 井 隆 明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年5月27日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1-2号（27篠山）

**教 育 委 員 会 規 則**

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月14日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第10号**

**学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則**

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

|                  |        |        |        |         |         |         |
|------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額 | 6,083円 | 7,845円 | 9,490円 | 10,743円 | 11,608円 | 12,350円 |
|------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|

|             |        |        |        |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学校薬剤師の補償基礎額 | 5,133円 | 6,110円 | 6,815円 | 7,980円 | 8,878円 | 9,340円 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

別表第2最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

| 最低限度額  | 最高限度額   |
|--------|---------|
| 5,173円 | 13,207円 |
| 5,721円 | 13,589円 |
| 6,139円 | 16,312円 |
| 6,571円 | 18,803円 |
| 6,750円 | 21,355円 |
| 6,865円 | 23,924円 |
| 6,738円 | 25,214円 |
| 6,057円 | 24,747円 |
| 4,916円 | 19,935円 |
| 3,930円 | 15,579円 |
| 3,930円 | 13,207円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2（年齢階層が40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満及び65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

## 教 育 委 員 会 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年6月14日

契約担当者

兵庫県立図書館長 善 部 修

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立図書館 物品及び資料移転・保管・配送等業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県立図書館 明石市明石公園1—27
- 3 落札者を決定した日  
平成28年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
ナカバヤシ株式会社大阪支社 大阪府大阪市城東区中央2—1—23
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）  
148,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年4月15日

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年6月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

## 1 調達内容

- (1) 件名  
兵庫県警察交番ネットワーク機器等賃貸借
- (2) 契約期間  
平成28年10月1日（土）から平成33年9月30日（木）まで
- (3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。
- (4) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号



兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 井上

電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成28年6月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成28年7月25日（月）午前10時00分 兵庫県警察本部4階 休養室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年7月22日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年7月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した賃借ができることを証明する書類を平成28年6月28日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年8月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

## (2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Police box network System 1 set (leasing contract)

## (3) Lease period:

October 1, 2016 - September 30, 2021

## (4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H.Q.

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 28, 2016

## (6) Deadline for tender:

17:00 July 22, 2016 by mail

10:00 July 25, 2016 by direct delivery

## (7) Person to contact concerning the notice:

Takuya Inoue, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273